

昭和町消防団

●消防団とは？

「消防」とは古くは江戸時代に、「町人は町人の手で町家、町民を守る」という発想から「町火消（まちびけし）」という名称で誕生いたしました。その後、昭和 23 年に「消防組織法」が施行され、消防の組織、運営、管理一切の責任が市町村長に義務付けられ、現在の「自治体消防」がスタートいたしました。つまり、消防団員の最高責任者は市町村長であり、消防組織の運営一切を取り仕切り、その権限が消防団長に委ねられています。

また、団員は市町村長や市町村議員などと同じ「特別職の地方公務員」（地方公務員法第 3 条明記）として位置づけられています。

消防団員は、消防を本業として生活をしている人はいません。また、副業でもありません。現在も団員の皆さんは、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という郷土愛護の精神、また社会奉仕の精神で地域を守る活動をしています。

また、消防団は規律と秩序を重んじる組織であります。団員の単独行動ではなく、全てが集団で、組織で事に当るように要求されます。

●消防団の仕事

①国民を災害から守る

消防団の仕事は、消防組織法第 1 条に「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。」と明示してあります。この任務を遂行することが、消防団存立の目的であり、消防団員の使命であります。

②仕事は有事と平時に分けられる

（１）災害の場合

・火災 ・風水害 ・地震など ・このほか人命救助、救急救助に加え警察業務に対する協力要請による活動

（２）災害のない場合

・火災予防活動 ・警備警戒活動 ・教育訓練活動 ・機械器具の点検等

●消防団員の権限

①優先通行権及び緊急通行権

（１）優先通行権

消防車が火災現場に向かう時、他の車両などは道路を譲らなければなりません。

（２）緊急通行権

火災現場に到着するため必要な場合、一般交通の用に供しない通路など通行できる。

②消防警戒区域の設定

火災の防御活動を効率的に行うため、火災現場では区域内に定められたもの以外の出入を禁止することが出来る。

この他にも、緊急措置権、応急消火義務と情報提供、立ち入り検査の権限が法律上で与えられています。

●消防団員の処遇

消防団員は、地域住民を火災や災害から守る組織です。その活動には危険を伴うものですので、町ではその苦勞に報いるため、さまざまな処遇策を講じています。

①団員報酬と出動手当

市町村では、団員の勞に報いるため年額報酬と、水火災、訓練等の職務に従事した場合の出動手当を支給しています。

②公務災害補償

消防団員が公務により死亡したり、病気やケガをした場合は、本人や遺族に対して、市町村がその損害を補償することになっております。

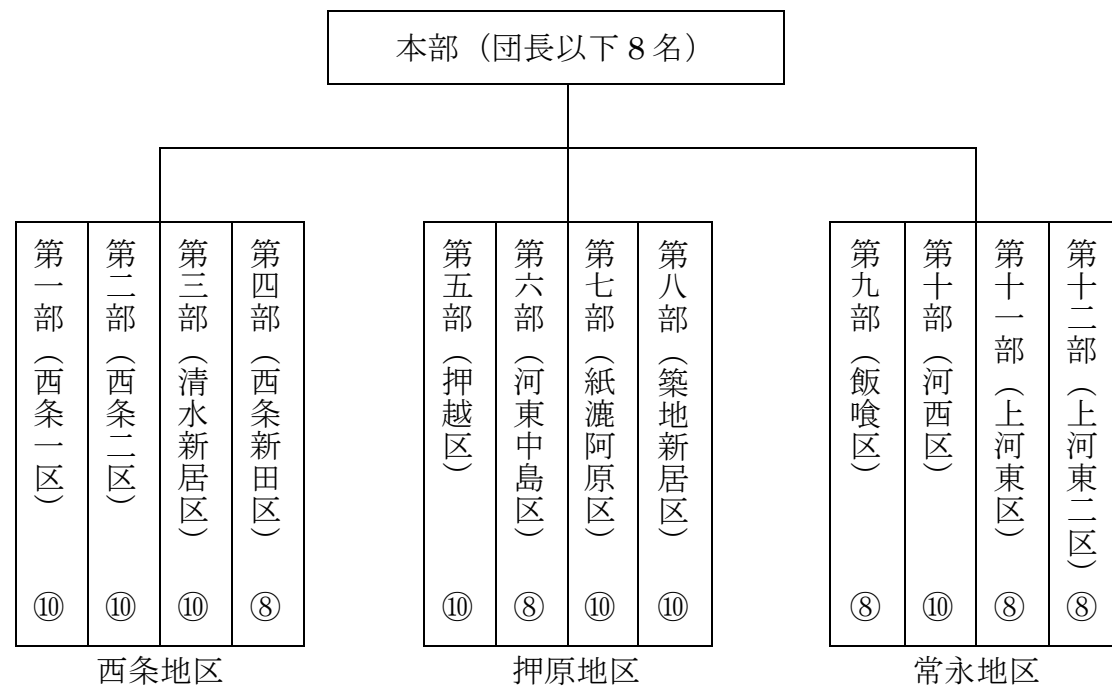
③団員の退職報償金

消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その苦勞に報いるため、市町村は、その団員の在職年数や階級に応じて退職報償金を支給することになっています。

なお、支給額は消防団員等公務災害補償等共済基金により定められた額となっています。

●昭和町消防団の組織

現在、昭和町消防団の団員数は条例定数 118 人です。町内 12 行政区の担当部は下記の図のとおりです。



※○内の数字は、各部の団員数です。

●消防団の役職について

消防団は、厳格な階級制度をとっています。これは火災現場や災害現場という危険な場所において活動する際に指揮命令系統の確立が、重要とされているからです。

本町においては、下記のとおりに分けられています。

団長・・・・・・・・町長から管理運営の権限を委任されている団全体の統括責任者。

副団長・・・・・・・・団長を補佐し、団長に事故がある場合には団を統括する。

機長・・・・・・・・機械係甲要員（本部ポンプ車の係）の統括管理を担当する。

指導部長・・・・・・・・ポンプ車、小型ポンプ、訓練礼式の指導を担当する。

運転手長・・・・・・・・本部ポンプ車の運転に関する責任者。

部長・・・・・・・・各部を統括する責任者。

班長・・・・・・・・部長を補佐する。

機械係甲要員・・本部ポンプ車を担当する。

機械係乙要員・・各部の小型ポンプを担当する。

団員・・・・・・・・各種訓練を通じて、消防団の役割を把握する。

●消防団の主な行事

消防団の年間を通しての主な行事は下記のとおりです。

4 月・・・・入退団式、幹部歓送迎会

6 月・・・・団幹部県外研修

8 月・・・・昭和町総合防災訓練

1 0 月・・・・昭和町ふるさとふれあい祭り PR コーナー

1 1 月・・・・秋の火災予防週間巡回

1 2 月・・・・防犯診断、火災多発期巡回（12 月～3 月）

1 月・・・・消防出初式

3 月・・・・春の火災予防週間巡回

※ 定例訓練・・・・各月 1 回

※ 大会、出初式に向けた訓練は、その行事前に実施

※ 消防学校入校・・・・各種教育科目の指定された日に入校（希望者）



●消防団に関するお問い合わせ先

昭和町役場 企画行政課 行政係 電話 055-275-8154

消防団を知って下さい

地域の皆様を火災や災害から守る団体、それが「消防団」です。

消防団員は本業の傍ら、訓練や機械器具の点検を実施し、突然の火災の発生や自然災害に備えています。消防団員は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という郷土愛護の精神、また社会奉仕の精神で「私たちの地域を守る」活動をしています。

そんな「消防団」をもっと知っていただきたいので、ちょっと読んでいただけますか。

●消防団の訓練について



（１）訓練礼式

消防団員に入団すると、まずこの「訓練礼式」の訓練を行います。部によって異なりますが、入団当初はこの訓練を行い、消防団員の規律と節度を学びます。

消防団は、規律と秩序を重んじる組織であります。団員の単独行動ではなく、全てが集団で、組織で事に当るように要求されます。そのため、指揮者の号令により、敬礼や回れ右、前へ進めなどを一体となって

行います。これを習得する事によって、消防団員らしいきびきびとした行動が行えます。

（２）小型ポンプ操法

小型ポンプとは、消防団の各部にあります小型の消防車両に積載してあるポンプのことです。それを使用して、機械係乙要員が主に行う訓練です。

この訓練は、小型のポンプを用い、迅速かつ安全に火災現場（火点）で消火するための訓練です。消防団員が、消火活動をするうえでの基本です。

これを習熟する事によって、火災現場で慌てずに行動でき、迅速に消火活動が行えます。



（３）ポンプ車操法

ポンプ車は、大型の消防車両です。その車両を使用して、機械係甲要員が行う訓練です。

本部が所有しているポンプ車に乗り、火災現場に向かい、迅速かつ安全に消火活動を行えるように訓練をします。



●消防団員の処遇

消防団員は、地域住民を火災や災害から守る組織です。その活動には危険を伴うものですので、町ではその苦勞に報いるため、さまざまな処遇策を講じています。

①団員報酬と出動手当

市町村では、団員の勞に報いるため年額報酬と、水火災、訓練等の職務に従事した場合の出動手当を支給しています。

②公務災害補償

消防団員が公務により死亡したり、病気やケガをした場合は、本人や遺族に対して、市町村がその損害を補償することになっております。

③団員の退職報償金

消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その苦勞に報いるため、市町村は、その団員の在職年数や階級に応じて退職報償金を支給することになっています。